

平成 21 年 12 月 4 日

各 位

会社名 カルチャ・コンビニエンス・クラブ 株式会社
代表者名 代表取締役社長兼 CEO 増田宗昭
(コード番号 4756 東証第 1 部)
問合せ先 取締役 CFO 谷田昌広
(TEL. 03-5424-1644)

ストック・オプション（新株予約権）の付与に関するお知らせ

当社は、平成 21 年 12 月 4 日開催の取締役会において、ストック・オプションの実施等を目的として、新株予約権を発行することを決議いたしましたので、下記のとおりお知らせいたします。

記

1. スtock・オプションとして新株予約権を発行する理由

当社従業員の業績向上に対する貢献意欲や士気を一層高めることを目的として発行するものであります。

2. 新株予約権の発行要領

(1) 新株予約権の割当ての対象者及びその人数並びに割り当てる新株予約権の数

当社従業員 1 名 250 個

(2) 新株予約権の目的である株式の種類及び数

① 当社普通株式 25,000 株

新株予約権 1 個当たりの目的たる株式の数（以下「付与株式数」という。）は、100 株とする。

ただし、新株予約権の割当日以後に、当社が、当社普通株式につき、株式分割（当社普通株式の株式無償割当てを含む。以下同じ。）または株式併合を行う場合、次の算式により付与株式数を調整するものとする。ただし、かかる調整は新株予約権のうち、当該時点で行使されていない新株予約権の付与株式数についてのみ行われ、調整の結果 1 株未満の端数が生じた場合は、これを切り捨てるものとする。

調整後付与株式数＝調整前付与株式数×分割・併合の比率

調整後付与株式数は、株式分割の場合は、当該株式分割の基準日の翌日以降、株式併合の場合は、その効力発生日以降、これを適用する。ただし、剰余金の額を減少して資本金または準備金を増加する議案が当社株主総会において承認されることを条件として株式分割が行われる場合で、当該株主総会の終結の日以前の日を株式分割のための基準日とする場合は、調整後付与株式数は、当該株主総会の終結の日の翌日以降、当該基準日の翌日に遡及してこれを適用する。

上記のほか、新株予約権の割当日以後に、当社が合併、会社分割、資本減少、そ

その他これらに準じる行為を行う場合で、付与株式数の調整を必要とするときは、必要かつ合理的な範囲で付与株式数を調整する。ただし、かかる調整は新株予約権のうち、当該時点で行使されていない新株予約権の付与株式数についてのみ行われ、調整の結果 1 株未満の端数が生じた場合は、これを切り捨てるものとする。

② 当社は、上記①に規定する調整を行う場合、調整後付与株式数を適用する日の前日までに、必要な事項を新株予約権原簿に記載された新株予約権を保有する者（以下「新株予約権者」という。）に通知または公告する。ただし、当該適用の日の前日までに通知または公告を行うことができない場合には、以後すみやかに通知または公告するものとする。

(3) 新株予約権の総数
250 個

上記総数は、割当予定数であり、引き受けの申込みがなされなかった場合等、割り当てる新株予約権の総数が減少したときは、その割当ての総数をもって、発行する新株予約権の総数とする。

(4) 新株予約権の払込金額又はその算定方法

新株予約権と引換えに金銭の払込みを要しない。

※ 本件は、有利発行にあたりません。

(5) 新株予約権の行使に際して出資される財産の価額又はその算定方法

① 新株予約権 1 個の行使に際して出資される財産の価額は、新株予約権の行使により交付を受けることができる株式 1 株当たりの払込金額（以下「行使価額」という。）に、新株予約権の付与株式数を乗じた金額とする。

② 行使価額は、新株予約権の割当日の属する月の前月の各日（取引が成立しない日を除く。）における東京証券取引所における当社普通株式の普通取引の終値の平均値に 1.03 を乗じた金額とし、1 円未満の端数は切り上げる。

ただし、かかる金額が新株予約権の割当日の前日の東京証券取引所における当社普通株式の普通取引の終値（取引が成立しない場合は、それに先立つ直近日の終値）を下回る場合には、当該終値とする。

③ 当社が、新株予約権の割当日以後、当社が株式分割または株式併合を行う場合は、次の算式により行使価額を調整し、調整により生ずる 1 円未満の端数は切り上げる。

$$\text{調整後行使価額} = \text{調整前行使価額} \times \frac{1}{\text{分割・併合の比率}}$$

④ 当社が新株予約権の割当日以後に、当社普通株式につき、時価を下回る価額による新株の発行または自己株式の処分を行う場合（会社法第 194 条の規定（単元未満株主による単元未満株式売渡請求）に基づく自己株式の売渡し、当社普通株式に転換される証券（すなわち、当社普通株式と引換えに当社により取得される証券）もしくは転換できる証券（すなわち、当社に対し、当該証券の取得と引換えに当社普通株式を交付することを請求できる証券）の転換（取得）、または当社普通株式の交付を請求できる新株予約権（新株予約権付社債に付されたものを含む。）の行使による場合を除く。）は、次の算式により行使価額を調整し、調整により生じる 1 円未満の端数は切り上げる。

なお、次の算式において、「既発行株式数」とは、当社の発行済普通株式総数から当社の保有する普通株式にかかる自己株式数を控除した数をいうものとし、自己株式を処分する場合には、「新規発行株式数」を「処分する自己株式数」に読み替えるものとする。また、「新株式発行前の1株あたり株価」は、調整後行使価額を適用する日に先立つ45取引日目に始まる30取引日の東京証券取引所における当社の普通株式の普通取引の毎日の終値（気配表示を含む）の平均値（終値のない日を除く）とする。平均値は1円未満を四捨五入する。

$$\text{調整後行使価額} = \text{調整前行使価額} \times \frac{\text{既発行株式数} + \frac{\text{新規発行株式数} \times 1 \text{株あたり払込金額}}{\text{新株式発行前の1株あたり株価}}}{\text{既発行株式数} + \text{新規発行株式数}}$$

- ⑤ 上記のほか、新株予約権の割当日以後に、当社が合併、会社分割、資本減少、その他これらに準じる行為を行う場合で、行使価額の調整を必要とする場合には、必要かつ合理的な範囲で、行使価額は適切に調整されるものとする（調整により生ずる1円未満の端数は切り上げる。）。
- ⑥ 当社は、上記③ないし⑤の規定に基づいて行使価額の調整を行う場合、調整後行使価額を適用する日の前日までに、必要な事項を新株予約権原簿に記載された新株予約権者に通知または公告する。

ただし、当該適用の日の前日までに通知または公告を行うことができない場合には、以後すみやかに通知または公告するものとする。

(6) 新株予約権の権利行使期間

平成24年1月1日から平成31年12月3日まで

(7) 新株予約権の行使の条件

- ① 新株予約権者は、新株予約権の割当を受けた時点から新株予約権の行使時まで継続して、当社または当社の関係会社の取締役、監査役、顧問または従業員であることを要する。

ただし、新株予約権者が当社または当社の関係会社の取締役または監査役を任期満了により退任した場合、当社または関係会社の従業員が定年等の事由により退職した場合、及びその他の正当な事由があると取締役会が認めた場合はこの限りではない。（関係会社とは、財務諸表等の用語、様式及び作成方法に関する規則第8条第8項に定める関係会社とする。）。

- ② 新株予約権者が死亡した場合は、下記③に規定する「新株予約権割当契約」に定めるところに従い、相続人がこれを行行使できるものとする。
- ③ その他細目については、当社取締役会の決議に基づき、当社と新株予約権者との間で締結する「新株予約権割当契約」に定めるところによる。

(8) 新株予約権の行使により株式を発行する場合における増加する資本金及び資本準備金の額

- ① 新株予約権の行使により株式を発行する場合において増加する資本金の額は、会社計算規則第17条第1項に従い算出される資本金等増加限度額の2分の1の金額とし、計算の結果1円未満の端数が生じたときは、その端数を切り上げるものとする。
- ② 新株予約権の行使により株式を発行する場合において増加する資本準備金の額は、

上記①に規定する資本金等増加限度額から上記①に規定する増加する資本金の額を減じた額とする。

(9) 新株予約権の取得に関する事項

- ① 当社が消滅会社となる合併契約承認の議案、当社が完全子会社となる株式交換契約承認の議案もしくは株式移転計画承認の議案、当社の発行する全部の株式の内容として譲渡による当該株式の取得について当社の承認を要することについての定めを設ける定款の変更承認の議案、または本新株予約権の目的である種類の株式の内容として譲渡による当該種類の株式の取得について当社の承認を要することもしくは当該種類の株式について当社が株主総会の決議によってその全部を取得することについての定めを設ける定款の変更承認の議案が当社株主総会で承認された場合（株主総会の承認が不要な場合には、当社取締役会の決議がなされた場合）、当社は、当社取締役会が別途定める日に、新株予約権を無償で取得することができる。
- ② 新株予約権者が新株予約権の行使の条件に該当しなくなった場合、当社はその有する新株予約権を無償で取得する。
- ③ 上記①及び②の場合における手続は、当社が定めるところによる。

(10) 新株予約権の譲渡制限

譲渡による新株予約権の取得については、当社取締役会の承認を要するものとする。

(11) 組織再編行為時における新株予約権の取扱い

当社が、合併（当社が合併により消滅する場合に限る。）、吸収分割、新設分割、株式交換または株式移転（以上を総称して、以下「組織再編行為」という。）をする場合において、組織再編行為の効力発生の時点において残存する新株予約権（以下「残存新株予約権」という。）の新株予約権者に対し、それぞれの場合につき、会社法第236条第1項第8号のイからホまでに掲げる株式会社（以下「再編対象会社」という。）の新株予約権（以下「再編対象会社新株予約権」という。）を以下の条件に基づきそれぞれ交付することとする。この場合においては、残存新株予約権は消滅するものとする。

ただし、以下の条件に沿って再編対象会社新株予約権を交付する旨を、吸収合併契約、新設合併契約、吸収分割契約、新設分割計画、株式交換契約または株式移転計画において定めた場合に限るものとする。

- ① 交付する再編対象会社新株予約権の数
残存新株予約権の新株予約権者が保有する新株予約権の数と同一の数を、それぞれ交付するものとする。
- ② 再編対象会社新株予約権の目的である再編対象会社の株式の種類
再編対象会社の普通株式とする。
- ③ 再編対象会社新株予約権の目的である再編対象会社の株式の数
組織再編行為の条件等を勘案の上、上記（2）に準じて決定する。
- ④ 再編対象会社新株予約権の行使に際して出資される財産の価額
再編対象会社新株予約権の行使に際して出資される財産の価額は、組織再編行為の条件等を勘案の上調整した組織再編行為後の行使価額に上記③に従って決定される当該新株予約権の目的である株式の数に乗じて得られる金額とする。

- ⑤ 再編対象会社新株予約権を行使することができる期間
上記（6）に定める新株予約権の権利行使期間の開始日と組織再編行為の効力発生日のうちいずれか遅い日から、上記（6）に定める新株予約権の権利行使期間の満了日までとする。
 - ⑥ 再編対象会社新株予約権の行使により株式を発行する場合における増加する資本金及び資本準備金に関する事項
上記（8）に準じて決定する。
 - ⑦ 譲渡による再編対象会社新株予約権の取得の制限
譲渡による再編対象会社新株予約権の取得については、再編対象会社の取締役会の決議による承認を要するものとする。
 - ⑧ 再編対象会社新株予約権の取得事由及び条件
上記（9）に準じて決定する。
 - ⑨ その他の再編対象会社新株予約権の行使の条件
上記（7）に準じて決定する。
- (12) 新株予約権の割当日
平成 21 年 12 月 28 日
- (13) 新株予約権証券を発行する場合の取扱い
当社は、新株予約権を表章する新株予約権証券を発行しない。

以上